

**令和 5 年度 Sapporo Engineer Base 運営業務
提案説明書（募集要領）**

1 本説明書について

札幌市が実施する「令和 5 年度 Sapporo Engineer Base 運営業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 担当部署

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 三幣(ミヌサ)・樋口(ヒグチ)

電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130

Eメール：it.contents@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和 5 年度 Sapporo Engineer Base 運営業務

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

(4) 事業規模

6, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案に係るスケジュール

公募開始	令和 5 年 7 月 18 日（火）
質問票の受付期限	令和 5 年 7 月 24 日（月）
参加意向書の提出期限	令和 5 年 7 月 27 日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 5 年 7 月 31 日（月）
書面審査の実施	令和 5 年 8 月 1 日（火）
プレゼンテーション審査の実施	令和 5 年 8 月 8 日（火）
審査結果の通知	令和 5 年 8 月上旬
契約締結	令和 5 年 8 月中旬

5 参加資格要件

応募者は札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第 9 条第 1 項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）登録されている場合には（6）～（11）全てに

該当する者とし、上記参加資格名簿に登録されていない場合は(1)～(5)のいずれにも該当しないかつ、(6)～(11)全てに該当する者とする

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者(ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- (6) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (9) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しないこと。
- (10) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点をもつものであること。
- (11) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

6 参加手続きに関する事項

(1) 企画競争に関する質問の受付

ア 提出期限

令和5年7月24日（月）17時15分必着

イ 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。件名は「令和5年度 Sapporo Engineer Base 運営業務 質問書」とすること。

ウ 回答方法

質問を受理した日から2日（土日・祝日を除く。）以内に札幌市経済観光局ホームページ上で回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者のみに対し回答する場合がある。

(2) 参加意向書の提出

ア 提出期限

令和5年7月27日（木）17時15分必着

イ 提出方法

参加意向書（様式2）を電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

オ 参加資格の審査

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メール、口頭等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和5年7月31日（月）17時15分必着

イ 提出方法

下記様式について、正本1部および電子データ（正本・副本）を持参又は郵送等により提出すること。正本は下記(ア)～(エ)、副本は(イ)～(エ)の構成とする。また、正本にのみ、提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号を記載し、**副本には、提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。**

(ア) 企画提案書提出書（様式3）

(イ) 企画提案者概要（様式4）

(ウ) 企画提案書

自由様式、A4判片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。

(エ) 見積書

自由様式、A4判片面で作成。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

※提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

オ 書類審査

企画提案者が4者以上となった場合、8 審査(1) 審査基準に定める審査基準により企画提案書の書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定する。なお、令和5年8月4日（金）までに企画提案者に通知するものとする。

(4) 参加辞退

参加意向書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は予算の範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案などによる提案は行わないこと。

(1) エンジニアコミュニティやイベント情報、市内企業について発信するウェブサイトの構築、運営

ウェブサイトの作成イメージ、発信する情報の内容、発信方法、業務スケジュール

(2) エンジニアコミュニティ主催イベントの開催支援

実施手法、業務スケジュール、支援内容の詳細

- (3) エンジニアネットワーク構築イベントの企画・開催
実施体制、業務スケジュール、企画内容の詳細
- (4) エンジニア普及促進・就職支援
実施方法、業務スケジュール、企画内容の詳細
- (5) 各企画の広報活動
広報手法等
- (6) アンケート実施、集計
アンケートの内容等
- (7) 追加業務
追加業務の具体的な内容、実施頻度、追加業務が本業務に与える影響等
- (8) 見積書

8 審査

企画提案は、本市が設置する「Sapporo Engineer Base 運営業務企画競争実施委員会」において審査する。

(1) 審査基準

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときに、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査の視点
1 業務執行全般【45点】	
ア 業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するに当たり、業務責任者が適切な経歴を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか ・委託業務の実行力を示す類似の実績があるか ・札幌市から提案する予算の範囲内で提案しているか。また、予算の配分が適当であるか
イ スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するにあたり、全体のスケジュール設定が妥当であるか
2 企画提案内容【55点】	
ア ウェブサイトの構築・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市内エンジニアコミュニティやイベント、企業の情報を市内外のエンジニア等に周知できるようなウェブサイトの仕様となっているか
イ 各種イベントの企画、運営、参加者の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を達成に資するようなイベントの企画となっているか
ウ 広報活動 エ アンケート実施、集計	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やアンケートについて、アの業務への集客や今後の事業展開に繋がる効果的な提案となっているか
オ 追加業務	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業の目的達成に資する具体的かつ効果的な提案となっているか

(2) プレゼンテーション審査

本市の指定する日時に、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日時(予定)

令和5年8月8日(火) ※時間は別途連絡する。

イ 実施場所

オンライン開催とする。 ※使用ツールなどは別途連絡する。

ウ 実施方法

(ア) 持ち時間は25分間(提案説明15分間、質疑10分間)程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数により質疑応答の時間は短縮する可能性がある。

(イ) プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。

(ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。追加資料

の配布は認めない。

(エ) プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

(3) 選考結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年 12 月 14 日条例第 41 号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

【問い合わせ先】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 三幣(ミヌサ)・樋口(ヒグチ)

電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130

Eメール：it.contents@city.sapporo.jp